

令和 8 年度

下條村 補助制度の概要

一部、国・県等の補助事業含む

下條村

下條村補助制度 目次

令和8年度に村が行う補助制度の概要をお知らせします。原則、事前の申請が必要となります。手続き方法や制度の詳細については、各担当窓口までお問い合わせください。

なお、補助金は予算の範囲内で交付するため、年度の途中で受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

※名称の先頭に「下條村」が付くものは、下條村が独自に行う補助制度です。

※**新**……新規事業、**拡**……拡充事業

補助制度名	頁	補助制度名	頁
福 祉		予防接種	
下條村高齢者運転免許自主返納支援事業……………	4	下條村任意肺炎球菌ワクチン予防接種事業……………	7
下條村福祉タクシー利用券交付事業……………	4	下條村インフルエンザ予防接種補助事業……………	7
下條村日常生活用具支給事業……………	4	下條村带状疱疹予防接種補助事業……………	7
下條村身体障害者自動車改造助成事業……………	4	高齢者定期予防接種……………	7
高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業……………	4	子育て	
下條村高齢者自立生活支援住宅改修費支給事業……………	4	下條村育児手当支援事業……………	8
拡 特別児童扶養手当……………	4	児童手当……………	8
下條村灯油支給事業……………	4	児童扶養手当……………	8
下條村配食サービス事業……………	4	拡 下條村出産祝金支給事業……………	8
下條村犯罪被害者等見舞金支給事業……………	5	下條村新人ママ応援記念品プレゼント事業……………	8
医 療		下條村里帰り等妊産婦健康診査補助事業……………	8
福祉医療費（県事業）……………	5	下條村妊婦健康診査補助……………	8
福祉医療費（村事業）……………	5	妊婦のための支援給付事業……………	8
国民健康保険……………	5	産後ケア事業……………	8
後期高齢者医療制度……………	5	産後健康診査補助……………	9
下條村人工透析通院補助事業……………	5	下條村授乳・育児相談助成……………	9
下條村人工透析通院困難者移動支援事業……………	5	下條村新生児聴覚検査補助……………	9
下條村不妊治療費助成事業……………	5	下條村乳児1か月健康診査補助……………	9
骨髄バンクドナー補助金……………	6	新 下條保育所 入園用品プレゼント事業……………	9
介 護		下條村管外保育所等一時預かり利用料補助金……………	9
介護保険……………	6	下條村チャイルドシート着用促進対策事業補助金……………	9
下條村障害者タイムケア事業……………	6	下條村営住宅子育て支援住宅使用料補助金……………	9
下條村福祉用具貸付事業……………	6	定 住	
下條村家族介護用品購入助成事業……………	6	下條村移住奨励支度金……………	9
下條村家庭介護者慰労金支給事業……………	6	(U I J ターン) 就業・創業移住支援事業補助金……………	10
健康増進		下條村若者新規就職応援補助金……………	10
下條村国保人間ドック事業……………	6	下條村奨学金返還支援事業補助金……………	10
75歳以上後期高齢者人間ドック補助事業……………	6	下條村定住促進住宅新增築等補助金……………	10
下條村脳ドック事業……………	6	下條村定住促進住宅用地取得等補助金……………	10
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業……………	6	下條村空き家リフォーム等補助事業補助金……………	10
アピアランスケア助成事業……………	7	下條村住宅リフォーム等補助事業補助金……………	11
下條村歯科検診補助事業（成人・妊婦）……………	7	下條村宅地等災害復旧事業補助金……………	11
		下條村空き家等解体利活用事業補助金……………	11
		下條村空き家バンク成約奨励金……………	11

補助制度名	頁
環 境	
下條村太陽光発電システム等設置補助金	11
下條村飛散性アスベスト検査費用補助金	11
下條村建設資材支給事業	11
下條村地域環境整備事業	12
下條村生ごみ処理機器購入補助金	12
下條村粉砕機（チップパー）貸出事業	12
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	12
下條村合併処理浄化槽維持管理事業補助金	12
下條村合併処理浄化槽修繕等補助金	12
農 業	
新規就農者支援事業（経営開始資金）	13
新規就農者支援事業（経営発展支援）	13
下條村野菜価格安定対策事業	13
下條村農業用廃プラスチック処理事業	13
下條村果樹生産振興対策事業	13
下條村果樹環境保全対策事業	13
下條村土壌適正化促進事業	13
下條村凍霜害防止資材購入事業	13
下條村果樹共済加入推進事業	13
下條村収入保険加入推進事業	13
下條村園芸施設共済加入推進事業	13
下條村農業団体等活動事業	13
下條村優良牛導入事業	13
下條村農業用機械等導入事業	14
下條村雨よけ施設設置事業	14
下條村農業構造物設置事業	14
下條村かん水設備設置事業	14
下條村環境保全型農業用資材購入事業	14
下條村日陰農地解消事業	14
新 下條村営農持続化支援事業補助金	14
下條村農地流動化促進事業	14
下條村そば振興事業	15
下條村そば栽培振興事業	15
下條村農地圃場整備事業補助金	15
下條村農地排水整備事業補助金	15
下條村農業用水路改修等事業補助金	15
下條村農道新設改良事業補助金	15
有害鳥獣	
新 下條村新規狩猟免許取得費用補助金	16

補助制度名	頁
新 下條村新規猟銃所持許可取得費用補助金	16
下條村有害鳥獣捕獲従事者（猟銃適格者）支援事業補助金	16
下條村有害鳥獣被害防除対策事業補助金	16
新 下條村熊等誘引放任果樹伐採事業補助金	16
商工観光業	
下條村雇用奨励補助金	16
下條村創業支援事業補助金	16
下條村職人技能後継者育成支援事業補助金	16
下條村商工業事業者機械等導入支援事業補助金	16
学校教育・社会教育	
下條村修学資金利子補給金	17
下條村（国の教育ローン）保証料補給金	17
下條村（独立行政法人 日本学生支援機構） 保証料補給金	17
下條村高等学校等通学補助金	17
下條村各種検定受検料助成事業	17
下條村ブロック塀の耐震診断と耐震補強工事補助金	17
下條村家庭学習のための通信環境整備補助金	17
下條村村民学習支援事業	17
下條村指定文化財以外の歴史的建造物等の改修補助金	17
下條村文化財補助金	17
防 災	
耐震改修事業補助金	18
診断士による耐震診断事業	18
下條村消防優良団員功労褒賞制度	18
自治会・地区	
下條村防犯街路灯電気料補助金	18
下條村防犯灯設置補助	18
下條村街頭防犯カメラ設置事業補助金	18
下條村集会施設等改善事業補助金	18
下條村地域づくり交付金	18
下條村地域づくり特別支援金	19
下條村地域交流サロン活動助成事業	19
その他	
下條村管外火葬場利用補助金	19
下條村犬猫不妊去勢手術補助金	19
下條村消費者被害防止対策機器購入補助金	19
下條村結婚応援事業補助金	19
結婚新生活支援事業補助金	19
拡 下條村同級会等応援事業補助金	19

福 社			
補助制度名	内 容		担当課
下條村高齢者運転免許自主返納支援事業	【対 象】	65 歳以上の運転免許証を自主返納し、申請をされた方	総務課 総務係
	【補助額】	月 2,000 円分のタクシー券を交付	
	【条 件】	警察署に免許を自主返納した際に発行される運転経歴証明書の写し又は、自主返納により失効が証明できるものと交付申請書の提出	
下條村福祉タクシー利用券交付事業	【対 象】	65 歳以上の者のみで構成される世帯	福祉課 福祉係
	【補助額】	1 か月 2 千円、年間 24,000 円	
	【条 件】	当該年度分の村民税が非課税の世帯で、普通自動車運転免許を有する者がいない世帯かつ高齢者運転免許自主返納支援事業のタクシー券の配布の無い世帯	
下條村 日常生活用具 支給事業	【対 象】	身体障害者手帳 1 級～ 2 級及び 3 級 4 級の一部、難病の認定を受けている方	福祉課 福祉係
	【補助額】	基準額の原則 9 割	
	【条 件】	所得制限あり。用具の種類は障がいの内容・等級によって決められている	
下條村 身体障害者自動車 改造助成事業	【対 象】	上肢・下肢・体幹機能障害 1 ～ 3 級の身体障害者手帳所持者	福祉課 福祉係
	【補助額】	上限 10 万円	
	【条 件】	申請が必要	
高齢者・障害者に やさしい住宅 改良促進事業	【対 象】	高齢者：65 歳以上で要支援または要介護認定をうけた方のうち、前年の所得税額が 8 万円以下の世帯 障害者：65 歳未満の身体障害者手帳 1 ～ 3 級所持者で、前年の所得税額が 8 万円以下の世帯	福祉課 福祉係
	【補助額】	補助対象経費上限 70 万円の 9 割補助	
	【条 件】	対象者の方の身体状況、居住環境、家族との関係及び世帯の事情を総合的に考慮して決定	
下條村高齢者自立 生活支援住宅 改修費支給事業	【対 象】	65 歳以上で介護保険の認定を受けていない方、介護保険に準じた内容の住宅改修を行う場合	福祉課 福祉係
	【補助額】	改修費の 8 割（上限 8 万円）	
	【条 件】	1 世帯につき 1 回までとなります。	
拡 特別児童扶養手当	【対 象】	精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童を監護している方	福祉課 福祉係
	【補助額】	1 級該当児童（1 人につき）月額 58,450 円 2 級該当児童（1 人につき）月額 38,930 円 ※障害者手帳の等級とは異なります。	
	【条 件】	申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 日本国内に住所がないとき、障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき、児童が児童福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。	
下條村 灯油支給事業	【対 象】	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳 1 級 2 級所持者世帯、知的障害者手帳 (A) 所持者世帯、精神 1 級の手帳の所持者世帯、18 歳以下の子供を扶養している母子・父子世帯、介護度 4 及び 5 の方が在宅している世帯	福祉課 福祉係
	【補助額】	灯油 72 ℓ（標準的なポリタンク 3 本分）12 月支給	
	【条 件】	村民税非課税世帯（1 人世帯で年金・給与が概ね 120 万円以下所得で 40 万円以下、2 人世帯で年金・給与が 160 万円以下所得で 80 万円以下、3 人以上の世帯は 1 人当たり 40 万円を加算した額以内）	
下條村配食サービス 事業	【対 象】	65 歳以上で本人又は、世帯全員が心身の障がい又は疾病等により調理が困難な場合	福祉課 福祉係
	【補助額】	自己負担額 1 食 500 円（ご飯とおかず）または 1 食 350 円（おかずのみ）	
	【条 件】	家族構成、経済状況等により総合的に判断	

補助制度名	内 容		担当課
下條村犯罪被害者等 見舞金支給事業	【対 象】	犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	福祉課 福祉係
	【補助額】	障害見舞金：10万円、遺族見舞金：30万円	
	【条 件】	障害見舞金：犯罪行為による負傷又は疾病の療養に要する期間1ヶ月以上かつ入院通算3日以上を要すると医師に診断されたもの。遺族見舞金：犯罪行為による死亡	
医 療			
補助制度名	内 容		担当課
福祉医療費 (県事業)	【対 象】	現物給付 0歳から18歳年度末までの子ども 自動給付 障がい者、母子、父子家庭の親	福祉課 福祉係
	【補助額】	現物給付 / 窓口負担無料 自動給付 / 窓口負担額を後から補助	
	【条 件】	保険対象診療分のみ	
福祉医療費 (村事業)	【対 象】	70歳以上高齢者	福祉課 福祉係
	【補助額】	窓口負担額の6割	
	【条 件】	保険対象診療分のみ	
国民健康保険		国民健康保険に加入している方は、下記の際に給付金を受け取れます。 ・高額な医療費がかかったとき ・治療用補装具などを購入(作成)したとき ・子どもが生まれたとき ・被保険者の方が亡くなったとき いずれも申請が必要ですので詳しくは担当課までお問い合わせください。	住民税務課 住民係
後期高齢者医療制度		高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。申請が必要ですので詳しくは福祉課福祉係までお問い合わせください。	福祉課 福祉係
下條村 人工透析通院 補助事業	【対 象】	身体障害者手帳(腎臓機能障害)を所持し人工透析のため自宅から通院されている方	福祉課 福祉係
	【補助額】	(ガソリン単価×通院距離(往復)×通院日数)の1/2を補助する	
	【条 件】	実際に通院した状況が把握できる実績報告書の提出により補助金額を算出し支給の決定をする	
下條村 人工透析通院困難者 移動支援事業	【対 象】	下條村に住所を有する在宅者で人工透析治療の為に通院の必要があり通院に際して家族等の支援が難しい者	福祉課 福祉係
	【補助額】	利用者の負担金額を1回(片道)1,500円(飯田病院/飯田市立病院/輝山会記念病院/健和会病院/県立阿南病院)、または1回(片道)2,000円(下伊那赤十字病院/下伊那厚生病院)とする	
	【条 件】	事業を利用する者は「人工透析通院困難者移動支援事業利用登録申請書」を提出し、利用の2週間前には福祉課に申し込みを行う 利用回数は週3回を限度とする	
下條村 不妊治療費助成事業	【対 象】	次のすべての要件を満たす方が対象 (1) 夫婦が助成金の交付を申請した日を基準日として、法律上の婚姻後夫婦の双方が下條村に住所を有した日から基準日までに1年以上を経過していること (2) 申請日現在、夫婦の双方が下條村に住所を有していること (3) 婚姻関係にはあるが、何らかの正当な理由により一方が住所を有しなくなった場合も対象者となる	福祉課 健康推進係
	【補助額】	1年1回15万円(上限) 通年3年45万	
	【条 件】	申請書とともに、医療機関証明書、不妊治療医療費の自己負担額の内訳表、治療に対する領収書の写し、他団体からの補助金等を受けとった、あるいは受け取る予定であることを証明できるものを提出する	

補助制度名	内 容		担当課
骨髄バンク ドナー補助金	【対 象】	骨髄、末梢血管細胞の提供を行ったドナーとドナーが勤務する事業所	福祉課 健康推進係
	【補助額】	ドナー1日につき2万円、ドナーが勤務する事業所1日につき1万円	
	【条 件】	骨髄バンクが発行する骨髄等を提供したこと、通院等したことを証明する書類を提出する	
介 護			
補助制度名	内 容		担当課
介護保険	介護保険を利用している方には、高額介護サービス費や住宅改修費・福祉用具購入費を支給します。申請が必要ですので詳しくは福祉課福祉係までお問い合わせください。		福祉課 福祉係
下條村障害者 タイムケア事業	【対 象】	在宅で心身障害者を介護していて、病気や冠婚葬祭などで自宅で介護できなくなった方	福祉課 福祉係
	【自己負担額】	1時間 530円	
	【条 件】	事前に介護を必要とする方と介護を依頼する相手の方または団体の登録が必要	
下條村 福祉用具貸付事業	【対 象】	介護認定を受けている者、身体障害者手帳1種3級以上の認定を受けている者	福祉課 福祉係
	【貸付用具】	介護用ベット、車椅子、吸引器の貸付	
	【条 件】	貸付料は無料。ただし、返還時に消毒代等の費用が必要	
下條村家族介護用品 購入助成事業	【対 象】	要介護3～5の方を自宅で介護している家族に対して介護用品の購入費を助成 紙おむつ、使い捨て手袋等、自宅で使用する消耗品費が対象になります。	福祉課 福祉係
	【補助額】	購入費の9割（月3,000円、年額上限36,000円）	
	【条 件】	1日でも在宅で生活をされた月は対象 対象となる用品の購入詳細がわかるレシート、領収書等の提出	
下條村 家庭介護者慰労金 支給事業	【対 象】	在宅で重度（要介護3・4・5）・要介護3未満でも認知症自立度Ⅲa以上の高齢者及び重度心身障害者・精神・難病患者を介護している家族の者	福祉課 福祉係
	【補助額】	在宅期間に応じて1か月あたり10,000円	
	【条 件】	15日以上在宅で介護した月を支給対象月とする	
健康増進			
補助制度名	内 容		担当課
下條村 国保人間ドック事業	【対 象】	40歳～74歳の下條村国保加入者	福祉課 健康推進係
	【補助額】	医療機関により額が異なるため詳細はお問い合わせください	
	【条 件】	事前申請・補助金交付申請が必要	
75歳以上後期高齢者 人間ドック補助事業	【対 象】	75歳以上の下條村後期高齢者医療保険加入者	福祉課 健康推進係
	【補助額】	上限20,000円	
	【条 件】	定員：20名 事前申請・補助金交付申請が必要	
下條村 脳ドック事業	【対 象】	下條村内に住所がある方で、昭和27年4月2日～平成9年4月1日生まれの方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	医療機関により額が異なるため詳細はお問い合わせください。	
	【条 件】	・過去3年以内に村の脳ドックを受けていない方 ・事前申請が必要	
新たなステージに 入ったがん検診の 総合支援事業	【対 象】	子宮頸がん検診：20歳 乳がん検診：マンモグラフィ 40歳	福祉課 健康推進係
	【自己負担額】	子宮頸がん：無料 マンモ：無料	
	【条 件】	子宮頸がん検診は個別検診で実施、乳がん検診は集団健診で実施し、未受診者には個別検診が受けられる	

補助制度名	内 容		担当課
アピアランスケア 助成事業	【対 象】	・がん治療を過去に受けた方、または現在受けている方 ・令和8年度中に対象の補整具を購入した方 ・過去にほかの自治体で同じ補整具での助成を受けていない方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	購入費用の1/2（上限2万円）※千円未満の端数は切り捨て	
	【条 件】	・補整具毎に、1回ずつ助成 ※乳房の補整具が右房、左房それぞれ1回ずつ	
下條村 歯科検診補助事業 (成人・妊婦)	【対 象】	下條村に住所を有する20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方、 妊婦	福祉課 健康推進係
	【受診費用】	無料	
	【条 件】	実施医療機関に予約し、受診券をお持ちの上、受診してください。	

予防接種

補助制度名	内 容		担当課
下條村任意肺炎球菌 ワクチン予防接種 事業	【対 象】	1回目：接種日現在70歳以上5歳刻みの方（70・75・80・85・ 90・95・100歳） 2回目：1回目の接種から5年経過した方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	自己負担2,000円で接種が可能	
	【条 件】	村内の2医療機関のみ、いきいきらんどに申請し自己負担を支払う	
下條村 インフルエンザ 予防接種補助事業	【対 象】	・下條村内に住所がある0歳～中学3年生までの方 ・高校1年生から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方（身体障害者手帳1級相当）	福祉課 健康推進係
	【補助額】	2,000円	
	【条 件】	接種後、領収書・接種証明書を添付して補助金交付申請が必要	
下條村 带状疱疹予防接種 補助事業	【対 象】	下條村内に住所がある50歳～64歳	福祉課 健康推進係
	【補助額】	不活化ワクチン（シングリックス）11,000円×2回 生ワクチン（ビケン）4,500円	
	【条 件】	50～64歳はいきいきらんど下條に事前申請し自己負担を支払う 50～64歳は村内2医療機関で接種可能	
高齢者定期予防接種 肺炎球菌	【対 象】	年度内に65歳になる方、60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器に 重い病気のある方（身障手帳1級相当）	福祉課 健康推進係
	【補助額】	自己負担2,000円	
	【条 件】	飯田下伊那医療機関	
インフルエンザ	【対 象】	65歳以上の高齢者、60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器に重い 病気のある方（身障手帳1級相当）	福祉課 健康推進係
	【補助額】	75歳未満2,000円 75歳以上4,000円 ※R8年度より75歳以上は高用量ワクチンを使用します。	
	【条 件】	飯田下伊那医療機関	
新型コロナ	【対 象】	65歳以上の高齢者、60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器に重い 病気のある方（身障手帳1級相当）	福祉課 健康推進係
	【補助額】	自己負担8,000円	
	【条 件】	飯田下伊那医療機関	
带状疱疹	【対 象】	65歳以上の高齢者、60～65歳未満でHIV等により免疫機能に障 がいのある方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	自己負担 生ワクチン4,500円（1回のみ） シングリックス 11,000円×2回	
	【条 件】	飯田下伊那医療機関	

子育て			
補助制度名	内 容		担当課
下條村 育児手当支援事業	【対 象】	第3子以降の子で3歳以下の子どもがいる家庭に対し、商品券を支給。	福祉課 福祉係
	【補助額】	1子につき月額5,000円	
	【条 件】	毎月末日において、住民基本台帳に記録があり、第3子以降で3歳以下の子どもを養育している者	
児童手当	【対 象】	下條村に住所を有し、18歳以下の子ども（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童）を養育している方（公務員の方を除く）	福祉課 福祉係
	【補助額】	お子さんの人数・年齢により異なります	
	【条 件】	・申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 ・公務員の方は勤務先にご確認ください。	
児童扶養手当	【対 象】	下條村に住所を有し、父母の離婚などにより、子ども（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童）を養育しているひとり親家庭等	福祉課 福祉係
	【補助額】	所得やお子さんの人数などにより異なります。	
	【条 件】	申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 日本国内に住所がないとき、老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられることができる場合は、手当は支給されません。	
拡 下條村 出産祝金支給事業	【対 象】	第2子以降の子がいる父母	福祉課 福祉係
	【補助額】	第2子：15万円、第3子以降：50万円	
	【条 件】	出産後、村内に5年以上居住すること	
下條村 新人ママ応援記念品 プレゼント事業	【対 象】	下條村内に住所を有し、第1子出産予定の妊婦	福祉課 健康推進係
	【内 容】	授乳服などの産前産後に使用できる用品のプレゼント	
	【条 件】	母子手帳発行後1年以上、下條村内に住所を有する方	
下條村里帰り等 妊産婦健康診査 補助事業	【対 象】	県外で出産予定の妊婦、県外で妊産婦健診を受診予定の産婦	福祉課 健康推進係
	【補助額】	妊婦：県内妊婦健診費用相当額 産婦：産婦健診 上限5,000円×2回	
	【条 件】	補助金交付申請が必要	
下條村 妊婦健康診査補助	【対 象】	下條村に住所を有し、母子手帳の交付を受けた方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	妊婦健診に有した基本的な費用	
	【条 件】	・基本14回、追加5回、超音波4回 ・里帰り出産等県外で受診した方は補助金交付申請が必要	
妊婦のための 支援給付事業	【対象】	妊娠届を提出した妊婦給付認定者・妊婦給付認定者で出産した方 または医師の診断により胎児の数を確認できた方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	妊婦給付金1回目：5万円 妊婦給付金2回目：胎児の数×5万円	
	【条件】	妊婦給付金1回目：妊娠届出時に保健師と面談実施 妊婦給付金2回目：2か月児訪問面談、アンケート回答	
産後ケア事業	【対 象】	下條村内に住所を有し、出産後、医療機関等を退院したお母さんと生後1歳未満までの乳児で、ケアが必要と医師又は助産師が認めた方	福祉課 健康推進係
	【補助額】	デイケア、宿泊型ともに利用料金の9割	
	【条 件】	村が委託した病院、助産院のみ利用可能	

補助制度名	内 容	担当課
産婦健康診査補助	【対 象】 下條村に住所を有する出産後の方 【補助額】 産婦健診 2 回まで 1 回あたり 5,000 円 【条 件】 ・産後 2 週間と産後 1 か月の健診で利用可能 ・産後 6 週を超えると利用できません。	福祉課 健康推進係
下條村 授乳・育児相談助成	【対 象】 下條村に住所を有し、出産日から 1 年 6 か月以内の方 【補助額】 1 回 2,000 円 受診券 3 枚 【条 件】 ・村が委託した病院、助産院のみ利用可能 ・相談 1 回につき最大 2 枚まで利用可能	福祉課 健康推進係
下條村 新生児聴覚検査補助	【対 象】 下條村に住所を有する新生児 【補助額】 5,000 円（初回検査のみ） 【条 件】 県外で受けた方は補助金交付申請が必要	福祉課 健康推進係
下條村 乳児 1 か月 健康診査補助	【対 象】 下條村に住所を有する乳児 【補助額】 6,040 円 【条 件】 生後 1 か月の時に医療機関で行う、1 か月健診の時に利用可能	福祉課 健康推進係
新 下條保育所 入園 用品プレゼント事業	【対 象】 下條保育所に新たに入所する年少～年長児 【内 容】 園児服（夏・冬 1 着）、カラーぼうし 【条 件】 子ども 1 人につき 1 回まで 要申し込み	教育委員会
下條村管外保育所等 一時預かり利用料 補助金	【対 象】 保育園に入所していない 0～5 歳児で、村外の保育所等で一時預り を利用した児童の保護者 【補助額】 支払った利用料と下條保育所の利用料の差額を支給 【条 件】 事前に下條保育所に一時預かりの申込を行ったが、保育所の都合に より受け入れができなかった場合に限る	教育委員会
下條村 チャイルドシート 着用促進対策事業 補助金	【対 象】 6 歳未満の乳幼児の保護者且つチャイルドシートの着用が可能な自 動車を所有している方 【補助額】 チャイルドシート購入費 1/2（上限 15,000 円） 【条 件】 ・購入に係る費用負担は、乳幼児 1 子につき 1 回 ・1 年以内に転出した場合返還あり	総務課 総務係
下條村営住宅子育て 支援住宅使用料 補助金	【対 象】 村営住宅「子育て支援住宅」の入居者（第 12 メゾンコスモス 2LDK 及び該当戸建て住宅） 【補助額】 ・児童一人につき月額 2,000 円の住宅使用料の補助 ・対象人数は 2 人まで ・18 歳到達後の最初の年度末までの児童を対象 【条 件】 その年度の住宅使用料他、村に収める費用を完納していること	振興課 経済係
定 住		
補助制度名	内 容	担当課
下條村移住奨励 支度金	【対 象】 65 歳未満で村内に定住するために飯田下伊那郡外から移住された世帯 【補助額】 20 万円 / 世帯 【条 件】 ・5 年以上継続して村内に居住する意思のある方 ・過去村内に居住していた方は、転出後 5 年以上経過していること （世帯主の申請に限る） ・転入後 3 か月以内の申請に限る ・5 年以内に村外へ転出の場合返還あり ・若者新規就職応援補助金との併用不可	総務課 企画財政係

補助制度名	内 容		担当課
(U I Jターン) 就業・創業移住 支援事業補助金	【対 象】	下記全てに該当する方 ・東京圏、愛知県及び大阪府から移住した方 ・10年間の間上記地区に累計5年以上居住し、かつ就業していた方 ・県が開設した求職者対象のインターネットサイトから就職した方 他 ※詳しくは担当課まで事前にご相談ください。	総務課 企画財政係
	【補助額】	単身者 60 万円、世帯 100 万円 18 歳未満を帯同する場合は当該世帯一人につき 50 万円を加算 (二人まで)	
	【条 件】	・移住後 3 か月以上 1 年以内の期間に申請されたもの ・5 年以上継続して村内に居住する意思のある方 ・週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること ・移住等及び就業等に関する要件が該当すること ・5 年以内に辞職、又は転出した場合は返還あり	
下條村 若者新規就職応援 補助金	【対 象】	30 歳未満で村内に生活拠点があり、新規採用として3年以上継続雇 用される方	総務課 企画財政係
	【補助額】	10 万円	
	【条 件】	・採用後 1 年以内の申請に限る ・3 年以内に転出、継続雇用されなくなった場合は返還あり ・移住奨励支度金との併用不可	
下條村 奨学金返還支援事業 補助金	【対 象】	35 歳以下で奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し村内に生活拠点 があり、村内及び飯田下伊那地域に就労している方	総務課 企画財政係
	【補助額】	上限 12 万円 / 年間、最大 5 年間 (返還した費用の 2/3)	
	【条 件】	・公務員でない方 ・消防団員もしくは加入確約者 ・マイナンバーカード取得者 ・5 年以内に転出、離職した場合は返還あり	
下條村定住促進 住宅新増築等 補助金	【対 象】	50 歳以下 (中古・増築除く) で村内に定住するために住宅を新増築・ 中古住宅を購入する方 ※新増築の場合は着工前の申請が必要です。	総務課 企画財政係
	【補助額】	建築費用等の 1/10 新築: 上限 100 万円、中古・増築: 上限 50 万円	
	【条 件】	・建築工事費及び中古住宅購入に係わる費用 ・10 年未満の間に他人への貸与・売却、転居、転出又は取壊し等 により居住しなくなった場合返還あり	
下條村定住促進 住宅用地取得等 補助金	【対 象】	50 歳以下 (中古・増築除く) で村内に定住するために住宅用地の購入、 造成を行う方 ※新増築の場合は着工前の申請が必要です。	総務課 企画財政係
	【補助額】	用地取得費用等の 1/2 新築及び中古: 上限 100 万円、増築: 上限 50 万円	
	【条 件】	・用地購入、造成費用に係わる費用 ・10 年未満の間に他人への貸与・売却、転居、転出又は取壊し等 により居住しなくなった場合返還あり	
下條村 空き家リフォーム等 補助事業補助金	【対 象】	空き家を居住目的 (賃貸含む) としてリフォームする方	総務課 企画財政係
	【補助額】	工事費等が 20 万円以上のリフォーム費用及び家財道具処分費用の 1/4、上限 100 万円	
	【条 件】	・空き家リフォーム費用及び、家財道具処分費用 (産業廃棄物収集 運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人 事業者が行うもの) ・空き家の取得日、賃貸借契約日から 2 年を経過していないもの に限る ・5 年以内に村外へ転出の場合返還あり	

補助制度名	内 容		担当課
下條村 住宅リフォーム等 補助事業補助金	【対 象】	村内の自ら居住する住宅の居住部分	振興課 建設係
	【補助額】	工事費の 1/4 限度額 80 万円	
	【条 件】	・ 工事費が 20 万円以上の工事であること ・ 当該年度の固定資産税が納付されていること ・ 村内の建築土木施工業者、村内に事業所を置く建築土木施工業者・ 又はそれに準ずる者が施工すること	
下條村 宅地等災害復旧事業 補助金	【対 象】	居住の用に供する宅地及び当該宅地に被害を及ぼす隣接地またその 土地に接続し生活を維持する上で必要不可欠な私道	振興課 建設係
	【補助額】	事業費の 1/2 上限 100 万円	
	【条 件】	工事費が 60 万円以上のもので原型復旧またそれに加え再度災害防 止のための土木工事	
下條村空き家等 解体活用事業 補助金	【対 象】	空き家の所有者で解体後の跡地を利活用する方	総務課 企画財政係
	【補助額】	解体工事に要する経費の 1/4、上限 100 万円	
	【条 件】	・ 村内に所在する、居住の用に供されていた個人所有の空き家であ ること ・ 建築業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体 工事業の許可を受けた者が行う解体及び撤去に要する経費 ・ 利活用されない場合返還あり	
下條村 空き家バンク 成約奨励金	【対 象】	空き家バンクに登録を行い、売買または賃貸借契約が成約した所有者	総務課 企画財政係
	【補助額】	1 件につき 5 万円	
	【条 件】	・ 村内に所在する、居住の用に供されていた個人所有の空き家であ ること ・ 過去にこの奨励金を受けていないこと ・ 市町村税等滞納していないこと	
環 境			
補助制度名	内 容		担当課
下條村 太陽光発電システム 等設置補助金	【対 象】	住宅への太陽光発電システム等設置経費	振興課 建設係
	【補助額】	太陽光パネル 最大出力× 5 万円 上限 20 万円 蓄電池 本体費の 1/4 上限 20 万円 太陽熱温水器 事業費の 1/5 上限 10 万円	
	【条 件】	・ 太陽電池の最大出力の合計値が 10kw 未満のもの ・ 余剰電力について一般電気事業者が購入することとなっているこ と（系統連系）	
下條村 飛散性アスベスト 検査費用補助金	【対 象】	下條村の区域に存する建築物又は工作物、若しくは占有するもの又 は使用する権限を有するもの	振興課 建設係
	【補助額】	飛散性アスベスト検査に要した費用又は 6 万円のいずれか低いほう を補助金額とする	
	【条 件】	一般社団法人中部公衆医学研究所その他村長が適当と認める者に依 頼し実施されるものであり、当該認める者が厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課長通知（平成 20 年 2 月 6 日基安化発第 0206003 号）に基づいて行うもの	
下條村建設資材 支給事業	【対 象】	農道、水路等を地域住民が自ら施工する工事に関し、資材等、重機 借上料を支給する	振興課 建設係
	【補助額】	資材等支給 使用重機等の支払い済み金額の 8 割を支給	
	【条 件】	農道、水路等を地域住民が自ら施工する工事	

補助制度名	内 容		担当課												
下條村地域環境整備事業	【対 象】	村道・林道・河川・荒廃農地・その他村長が認めた道路環境整備事業及び景観整備事業	振興課 建設係												
	【補助額】	1人1日(4時間超)2,000円 1人半日(4時間以下)1,000円													
	【条 件】	村道及び林道沿線の整備事業 その他景観整備事業													
下條村 生ごみ処理機器 購入補助金	【対 象】	村内の1世帯につき生ごみ処理機1基またはコンポスト1基	振興課 建設係												
	【補助額】	1機器当り購入額の1/2以下の額。 生ごみ処理機は20,000円(税込)以上、コンポストは5,000円(税込)以上が対象													
	【条 件】	購入した生ごみ処理機器の機種等が明記された領収書													
下條村 粉砕機(チップパー) 貸出事業	【対 象】	下條村地域環境整備事業等を行う区、常会、組	振興課 経済係												
	【内 容】	村が管理する粉砕機の無償での貸出および使用													
	【条 件】	使用期間6日以内・燃料、運搬は自己負担													
合併処理浄化槽 設置整備事業 補助金	【対 象】	村内に設置する合併処理浄化槽	振興課 建設係												
	【補助額】	<table border="0"> <tr> <td>5人槽</td> <td>393,000円</td> <td>6~7人槽</td> <td>547,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>669,000円</td> <td>11~20人槽</td> <td>981,000円</td> </tr> <tr> <td>21~30人槽</td> <td>1,668,000円</td> <td>31~50人槽</td> <td>2,238,000円</td> </tr> </table>		5人槽	393,000円	6~7人槽	547,000円	8~10人槽	669,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円
	5人槽	393,000円		6~7人槽	547,000円										
8~10人槽	669,000円	11~20人槽	981,000円												
21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円												
【条 件】	建築基準法第5条に基づく設置届出の審査又は第6条第1項に基づく確認を受けること														
下條村 合併処理浄化槽 維持管理事業 補助金	【対 象】	村内に設置された合併処理浄化槽	振興課 建設係												
	【補助額】	法定検査料：全額 保守点検料：3/4補助(人槽によって上限あり) 清掃料：1/2補助(人槽によって上限あり)													
	【条 件】	法定検査料：7条検査11条検査が対象 保守点検料：消毒剤等の消耗品は対象外 清掃料：事業所等のみ使用は対象外													
下條村 合併処理浄化槽 修繕等補助金	【対 象】	村内に設置された合併処理浄化槽	振興課 建設係												
	【補助額】	事業費の1/2以内 限度額 2万円(送風機の更新) 10万円(本体の修繕)													
	【条 件】	送風機の更新は使用開始から2年経過していること 修繕は浄化槽本体が対象													

農 業		
補助制度名	内 容	担当課
新規就農者支援事業 (経営開始資金)	【対 象】 独立就農時の年齢が 49 歳以下の認定新規就農者 【補助額】 年間 165 万円 (所得制限あり) を就農後 3 年目まで 【条 件】 青年等就農計画が基準に適合していることなど	振興課 経済係
新規就農者支援事業 (経営発展支援)	【対 象】 独立就農時の年齢が 49 歳以下の認定新規就農者 【補助額】 機械施設導入費の 3/4 (自己負担あり) 【条 件】 青年等就農計画が基準に適合していること、融資を受けることなど ※詳細はお問い合わせください。	振興課 経済係
下條村 野菜価格安定対策 事業	【対 象】 JA 下条支所長 【補助額】 事業費の 1/3 以内 【条 件】 村民の JA 野菜生産農家に限る	JA下条支所 27-1113
下條村農業用 廃プラスチック 処理事業	【対 象】 JA 下条支所長 【補助額】 事業費の 1/3 以内 【条 件】 村民の農業用廃プラスチック処理に限る	JA下条支所 27-1113
下條村 果樹生産振興 対策事業	【対 象】 JA 下条支所長 【補助額】 事業費の 1/3 以内 【条 件】 村民の優良苗木導入に限る	JA下条支所 27-1113
下條村 果樹環境保全 対策事業	【対 象】 JA 下条果樹部会長 【補助額】 事業費の 1/3 以内 【条 件】 村民のコンヒューザ導入に限る	JA下条支所 27-1113
下條村 土壌適正化 促進事業	【対 象】 JA 下条支所長 【補助額】 土壌検査料の 2/3 以内 【条 件】 村民の土壌検査料に限る	JA下条支所 27-1113
下條村 凍霜害防止資材 購入手業	【対 象】 JA 下条支所長 【補助額】 事業費の 1/2 以内 【条 件】 村民の凍霜害防止資材導入に限る	JA下条支所 27-1113
下條村 果樹共済加入 推進事業	【対 象】 長野県農業共済組合組合長理事 【補助額】 事業費の 3/10 以内 【条 件】 村民の共済掛金に限る	のうさい長野 下伊那支所 0265- 23-7600
下條村 収入保険加入 推進事業	【対 象】 長野県農業共済組合組合長理事 【補助額】 事業費の 3/10 以内 【条 件】 村民の収入保険加入負担保険料に限る	のうさい長野 下伊那支所 0265- 23-7600
下條村 園芸施設共済加入 推進事業	【対 象】 長野県農業共済組合組合長理事 【補助額】 事業費の 3/10 以内 【条 件】 村民の共済掛金に限る	のうさい長野 下伊那支所 0265- 23-7600
下條村 農業団体等活動事業	【対 象】 農業者で構成する活動団体 【補助額】 50,000 円以内 【条 件】 村民で構成する団体に限る	振興課 経済係
下條村 優良牛導入事業	【対 象】 畜産農家 【補助額】 50,000 円 / 一頭または、導入費のどちらか低い額 限度額 500,000 円 【条 件】 村民に限る	振興課 経済係

補助制度名	内 容		担当課
下條村農業用機械等 導入事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	認定期間内の所得に応じた補助額 認定農業者 事業費の 1/2 以内 460 万円以上（上限 60 万円） 230 万円以上～ 460 万円未満（上限 50 万円） 230 万円未満（上限 12.5 万円） 青色申告者 事業費の 1/4 以内（上限 12.5 万円）	
	【条 件】	村民かつ耕作面積 20 a 以上のもの、事業費 20 万円以上	
下條村雨よけ施設 設置事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	認定農業者 事業費の 1/2 以内（上限 50 万円） その他の者 事業費の 1/4 以内（上限 12.5 万円）	
	【条 件】	事業費 新設 10 万円以上、修復 5 万円以上	
下條村農業構造物 設置事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	認定農業者 事業費の 1/2 以内（上限 40 万円） その他の者 事業費の 1/4 以内（上限 10 万円）	
	【条 件】	事業費 10 万円以上、設置面積 2 a 以上 園地への棚、支柱等の新設、品目・栽培方法転換等による改修等 野菜、花卉誘引支柱等資材設置。設置費等にかかる施工費は業者に 委託した部分に限る	
下條村かん水設備 設置事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	かん水設備 1 カ所あたり 認定農業者 事業費の 1/2 以内（上限 20 万円） その他の者 事業費の 1/4 以内（上限 5 万円）	
	【条 件】	農作物の出荷販売を行う圃場であること 設置圃場面積野菜 3 a、花卉 1 a 以上	
下條村環境保全型 農業用資材 購入事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	購入費(1万円以上)の4/5から1/2(品目による。)年度内10万円上限	
	【条 件】	環境保全型農業用資材と認められるもの	
下條村 日陰農地解消事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	事業費の 1/2 以内、年度内 25 万円上限	
	【条 件】	支障を受けている農地面積 5 a 以上、業者等へ委託した事業に限り、 申請者所有地内の支障木は除く	
新 下條村営農持続化 支援事業補助金	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	①農機具修繕 (個人) 15 万円を超える分の 1/2 以内（上限 20 万円） (団体、個人ライズ) 15 万円を超える分の 1/2 以内（上限 50 万円） ②帰農塾受講料 全額	
	【条 件】	①農機具修繕、個人ライズは自家用含めて 1ha 以上の乾燥調製を行っ ていること	
下條村農地流動化 促進事業	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 経済係
	【補助額】	10 a あたり 1 万円	
	【条 件】	1 年間で 10 a 以上の農地を借受け耕作等をする農業者等	

補助制度名	内 容		担当課
下條村そば振興事業	【対 象】	村内に事業所等を有する個人、法人及び団体等	振興課 経済係
	【補助額】	1kg あたり 200 円	
	【条 件】	村内で生産された玄そばを入荷した収量	
下條村そば栽培 振興事業	【対 象】	そば栽培を経営する個人で、そば組合の組合員	振興課 経済係
	【補助額】	10 a あたり 5 千円 (刈取補助) 1kg あたり 200 円 (種子補助)	
	【条 件】	そば栽培にかかる刈取費用及び種子代	
下條村 農地圃場整備事業 補助金	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 建設係
	【補助額】	事業費の 1/2 以内 限度額 50 万円 (構造物撤去のみ 200 万円)	
	【条 件】	農地の圃場整備工事 業者等へ委託した事業に限る 工事内容により事業費の下限あり	
下條村 農地排水整備事業 補助金	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 建設係
	【補助額】	事業費の 1/2 以内 限度額 25 万円	
	【条 件】	農地の排水工事 業者等へ委託した事業に限る 事業費 10 万円以上の工事	
下條村 農業用水路改修等 事業補助金	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 建設係
	【補助額】	事業費の 90% (受益戸数 3 戸以上) 70% (受益戸数 3 戸未満)	
	【条 件】	農業用水路及びため池の改良改修工事及び付帯工事 業者等へ委託した事業に限る 事業費 1 申請あたり 20 万円以上 上限額 受益面積 1ha あたり 100 万円以内 年度内 500 万円以内	
下條村 農道新設改良事業 補助金	【対 象】	農業を経営する個人、法人及び集落営農組合等	振興課 建設係
	【補助額】	事業費の 1/2 以内 限度額 25 万円	
	【条 件】	農道の新設・拡幅・舗装工事 業者等へ委託した事業に限る 事業費 20 万円以上の工事	

有害鳥獣			
補助制度名	内 容		担当課
新 下條村新規狩猟免許 取得費用補助金	【対 象】	有害鳥獣捕獲を目的に、新たに狩猟免許を取得しようとする個人	振興課 経済係
	【補助額】	受験手数料、テキスト代等、補助対象経費の10分の10 (上限15,000円)	
	【条 件】	下條村に在住し、狩猟免許取得後は、下條村猟友会に入会し、率先して鳥獣の捕獲に取り組める者	
新 下條村新規猟銃所持 許可取得費用補助金	【対 象】	有害鳥獣捕獲を目的に、新たに猟銃の所持許可を取得しようとする個人	振興課 経済係
	【補助額】	猟銃所持許可申請手数料等、補助対象経費の1/2以内 (上限30,000円)	
	【条 件】	下條村に在住し、所持許可取得後は、下條村猟友会に入会し、率先して鳥獣の捕獲に取り組める者	
下條村有害鳥獣捕獲 従事者(猟銃適格者) 支援事業補助金	【対 象】	下條村内に住所を有する下條村猟友会員であり、有害鳥獣捕獲従事適格者で猟銃適格者として推薦を受けたもの	振興課 経済係
	【補助額】	第一種銃猟推薦者 上限30,000円以内 第二種銃猟推薦者 上限20,000円以内	
	【条 件】	有害鳥獣捕獲従事者(猟銃適格者)に係る教習費等	
下條村有害鳥獣被害 防除対策事業補助金	【対 象】	鳥獣被害の地籍を下條村内にもつ下條村民およびその団体	振興課 経済係
	【補助額】	事業費の1/2以内(年度内上限50万円) ※工具、振込手数料、資材の施工費等は除く	
	【条 件】	電気柵など鳥獣被害防止対策の資材購入費	
新 下條村熊等誘引放任 果樹伐採事業補助金	【対 象】	熊等の誘因物となる管理されていない柿の木などの樹木を伐採しようとする個人	振興課 経済係
	【補助額】	事業費の1/2以内(上限30,000円)	
	【条 件】	伐採対象の果樹になるか詳細はお問合せください。	
商工観光業			
補助制度名	内 容		担当課
下條村雇用奨励 補助金	【対 象】	村内に事業所または支店を有する商工業事業者等	振興課 経済係
	【補助額】	村内に住所を置く者は1人につき50万円 村外に住所を置く者は1人につき25万円	
	【条 件】	新規卒業者等を常用労働者として雇用すること 6月以上常用労働者として雇用した事業者	
下條村創業支援事業 補助金	【対 象】	村内で新たに事業を開始する個人または法人	振興課 経済係
	【補助額】	事業費の1/2以内 限度額250万円	
	【条 件】	長野県の融資(創業枠、創業支援向け)または各金融機関で独自に実施している創業支援融資を借りること	
下條村職人技能後継 者育成支援事業 補助金	【対 象】	村内に事業所または支店を有する商工業事業者等	振興課 経済係
	【補助額】	ひと月につき5万円以内 雇用の日から3年間を限度	
	【条 件】	補助金の交付申請日において45歳以下	
下條村商工業事業者 機械等導入支援事業 補助金	【対 象】	村内に事業所または支店を有する商工業事業者等	振興課 経済係
	【補助額】	事業費の1/2以内 限度額60万円	
	【条 件】	事業用機械設備であること 事業費20万円以上(消費税を除く)のもの 減価償却資産となるもの	

学校教育・社会教育		
補助制度名	内 容	担当課
下條村修学資金利子補給金	【対 象】 下條村指定金融機関から教育資金の貸付を受けた保護者の方 【補助額】 貸付額（上限 300 万円）の利子分と保証料を最大 3% まで補助 【条 件】 村税等の滞納がない世帯、かつ村内に引き続き 1 年以上居住する者	教育委員会
下條村（国の教育ローン）保証料補給金	【対 象】 日本政策金融公庫の教育ローンの融資を受けた、村内に住居している、高等学校又は大学等に入学・在学される方の保護者の方 【補助額】 保証料全額 【条 件】 村内に引き続き 1 年以上居住している者	教育委員会
下條村（独立行政法人日本学生支援機構）保証料補給金	【対 象】 独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金を受けた、村内に住居している、高等学校又は大学等を卒業した方又は保護者 【補助額】 保証料全額 【条 件】 村内に引き続き 1 年以上居住している者。独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金貸与が完了した者	教育委員会
下條村高等学校等通学補助金	【対 象】 高校等に通うお子さんがいる保護者の方 ※通信制や寮に入っている場合でも対象 【補助額】 1 人につき 30,000 円 【条 件】 保護者が下條村に 1 年以上居住しており、かつ村税等の滞納がないこと。申請書、学校の在学証明及び休学等がないことの証明を提出（1～3 月受付）	教育委員会
下條村各種検定受検料助成事業	【対 象】 村在住の小学生・中学生 【補助額】 漢検、数検、英検等の検定料の半額 ※ 2,000 円以上の検定料が対象 【条 件】 児童・生徒 1 人につき、年 2 回まで申請可能。申請書、領収書（写）、受検結果のわかるもの（写）を提出	教育委員会
下條村ブロック塀の耐震診断と耐震補強工事補助金	【対 象】 村道（通学路）沿いに面したブロック塀 【補助額】 耐震診断全額、耐震補強（撤去）8 割補助（上限 40 万円） 【条 件】 村道（通学路）に面したブロック塀の延長以外は、対象外工事とする	教育委員会
下條村家庭学習のための通信環境整備補助金	【対 象】 村内学校に在籍している児童生徒の保護者 【補助額】 補助対象経費の半額（上限 5,000 円） 【条 件】 光回線等が未整備の世帯	教育委員会
下條村村民学習支援事業	【対 象】 村民自らが学ぶ機会を計画し、講師等を招聘する事業を支援 責任者は各種団体役員の長の方 【補助額】 講師等の費用を村が負担。計画した事業の参加人数に応じて限度額を設定 ・ 15 人から 30 人まで 限度額 5 万円 ・ 31 人から 50 人まで 限度額 10 万円 ・ 51 人から 100 人まで 限度額 30 万円 ・ 100 人以上 限度額 60 万円 【条 件】 事業を計画し、聴講者等を募集する場合は、広く村民に呼びかけること	教育委員会
下條村指定文化財以外の歴史的建造物等の改修補助金	【対 象】 下條村指定文化財以外の地域に残る歴史的建造物等の保持団体 【補助額】 改修、修繕事業費の 30% を補助（上限 20 万円） 【条 件】 添付書類として下條村文化財調査委員の意見書が必要	教育委員会
下條村文化財補助金	【対 象】 村指定文化財の保持団体 【補助額】 改修、修繕事業費の 30% を補助（上限 20 万円） 【条 件】 添付書類として下條村文化財調査委員の意見書が必要	教育委員会

防 災			
補助制度名	内 容		担当課
耐震改修事業 補助金	【対 象】	木造住宅の耐震改修・除却の経費	振興課 建設係
	【補助額】	耐震改修 対象経費の 4/5 上限 115 万円 除却工事 対象経費の 1/2 上限 97.8 万円	
	【条 件】	・耐震改修 耐震診断の結果総合評点が 1.0 未満で工事後の総合評点が 0.7 以上かつ工事前を上回る工事 ・除却工事 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について行う工事	
診断士による 耐震診断事業	【対 象】	木造住宅の耐震診断費用	振興課 建設係
	【補助額】	全額補助（無料）	
	【条 件】	個人所有で昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造（在来工法）の住宅（長屋及び共同住宅を除く）	
下條村 消防優良団員功労 褒賞制度	【対 象】	下條村消防団員名簿に記載があり、熱心な消防団活動があった団員	総務課 総務係
	【補助額】	20,000 円分の商品券	
	【条 件】	各種活動日の 2/3 以上の出席があった団員	
自治会・地区			
補助制度名	内 容		担当課
下條村防犯街路灯 電気料補助金	【対 象】	区または常会で管理する防犯灯街路灯	総務課 総務係
	【補助額】	防犯灯の電気料の 80% を補助（千円未満切捨て）	
	【条 件】	申請書及び添付資料を提出し、当該年度に支給する	
下條村 防犯灯設置補助	【対 象】	行政地区で管理を行なう防犯灯 ①防犯灯が未設置である場所への新設 ②自然災害等により使用不可となった防犯灯の取替 ③蛍光管から LED 管防犯灯への取替	総務課 総務係
	【補助額】	①上限30,000 円 ②上限20,000 円 ③上限15,000 円	
	【条 件】	①年度内各行政区 1 基③年度内各行政区 2 基 防犯灯の管理は当該地区が行う	
下條村 街頭防犯カメラ 設置事業補助金	【対 象】	県補助金の交付決定を受けた自治組織等	総務課 総務係
	【補助額】	県補助金交付決定額の 1/2 (上限 125,000 円)	
	【条 件】	自治組織、組合又は団体が設置する街頭防犯カメラの購入及び設置費用が対象。設置の際には個人情報保護、管理責任者の設置、防犯カメラ設置の表示、等を遵守してください。	
下條村集会施設等 改善事業補助金	【対 象】	コミュニティセンター及び集会所	総務課 企画財政係
	【補助額】	新築: 事業費の 80% 改修・増築及び備品購入: 事業費の 70% LED 化に伴う照明設備の改修: 事業費の 80%	
	【条 件】	・各地区におけるコミュニティー活動推進のために必要な施設の建設、改修・増築（照明設備 LED 化含む）及び備品購入に要する経費 ・集会施設の消防設備点検に要する経費 ・地区の世帯数に応じて下限要件等あり ・備品購入は単品で 2,000 円以上のものに限る	
下條村地域づくり 交付金	【対 象】	区	総務課 企画財政係
	【補助額】	平等割 8 万円 + 世帯割 2,000 円 × 隣組加入世帯数	
	【条 件】	誇りと愛着の持てる地域づくりを進めるため、広く区民の参加の下に、自主的かつ主体的に取り組む事業であること（他補助事業の残額に充てることはできません）	

補助制度名	内 容		担当課
下條村地域づくり 特別支援金	【対 象】	区、常会、隣組、村長が認める団体	総務課 企画財政係
	【補助額】	・ハード事業：交付対象経費の1/2 以内（上限20 万円） ・ソフト事業：交付対象経費の10/10 以内（上限20 万円）	
	【条 件】	・公共的活動または地域の活性化に資する事業であること ・自主的かつ主体的に取り組む、モデル的で発展性のある事業であること	
下條村 地域交流サロン 活動助成事業	【対 象】	地域住民が自主的に運営する茶話会などの活動に対して助成金を支給	福祉課 福祉係
	【補助額】	実施回数、参加者数、会場費により決定します。 (年間上限 50,000 円)	
	【条 件】	村内に住所を有している方で3 名以上の団体。年に3 回以上の活動を予定していること。活動前に申請が必要	
その他			
補助制度名	内 容		担当課
下條村 管外火葬場利用 補助金	【対 象】	阿南斎場が利用できないため、やむをえず他の火葬場を使用した際に死亡した者の葬祭を行った者	振興課 建設係
	【補助額】	阿南斎場使用料金と使用したその他の火葬場との差額	
	【条 件】	被火葬者が医療保険制度において住所地特例の適用を受けている場合は対象外とする	
下條村 犬猫不妊去勢手術 補助金	【対 象】	村内に住所が有り居住している犬及び猫の飼育者	振興課 建設係
	【補助額】	犬・猫、オス・メス共に 5,000 円	
	【条 件】	犬については、狂犬病予防法第 4 条に基づく登録が下條村にあり、当該年度の予防注射を受けていること	
下條村 消費者被害防止対策 機器購入補助金	【対 象】	下條村の住民基本台帳に登録されている満 65 歳以上の者が居住する世帯	福祉課 福祉係
	【補助額】	事業費の4/5 以内 限度額 1 万円	
	【条 件】	迷惑電話防止機能や通話自動録音機能が搭載されている電話機等の購入。領収書及び購入品のカタログ等を添付する	
下條村 結婚応援事業 補助金	【対 象】	結婚相談所へ会員登録する独身成人の方	福祉課 福祉係
	【補助額】	会員登録費用並びに活動経費総額の2 分の1 とし、端数は切り捨てる 上限額は申請者 1 人につき 1 年度あたり 100,000 円	
	【条 件】	成婚日から 5 年未満の転出の場合には、年数に応じて補助金の返還が必要となる	
結婚新生活 支援事業補助金	【対 象】	令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、夫婦共に 39 歳以下で世帯の所得が 500 万円未満の新婚世帯。また、講座受講など一定の条件を満たす必要があるため、詳細はお問合せください。	総務課 企画財政係
	【補助額】	・夫婦ともに 29 歳以下：最大 60 万円 / 世帯 ・夫婦ともに 39 歳以下：最大 30 万円 / 世帯	
	【条 件】	・婚姻を機に新規に住宅を購入または賃貸する際に要した費用、婚姻に伴う引越費用及びリフォーム費用 ・申請締切日は令和 9 年 2 月末日 ※予算額に達した時点で受付を終了します。お早めにご相談ください。	
拡 下條村 同級会等応援事業 補助金	【対 象】	下條小学校もしくは下條中学校の卒業生と恩師	総務課 企画財政係
	【補助額】	1 人当たり最大 2,000 円（1 年に 1 回まで）	
	【条 件】	・下條村内で開催 ・学級、学年単位 ・対象者の 1/3 又は、10 名以上が出席 ・出席者の 3 割又は、3 名以上が飯田下伊那郡外在住者 ・村の情報発信やアンケートに協力していただく	

お問い合わせ窓口	電話番号
総務課 総務係	0260-27-2311
総務課 企画財政係	0260-27-2346 (直通) 0260-27-2311 (代表)
振興課 経済係	0260-27-2311
振興課 建設係	
住民税務課 住民係	
住民税務課 税務会計係	0260-27-2346 (直通) 0260-27-2311 (代表)
福祉課 福祉係	0260-27-1231
福祉課 健康推進係	
教育委員会	0260-27-1050